

三条市使用料減額・免除基準検討委員会
第3回会議録（要点筆記）

1 日 時 平成24年3月16日（金） 午後7時00分～午後8時40分

2 場 所 三条庁舎2階 大会議室

3 出席者等

（出席委員） 落合委員長、小林副委員長、阿部委員、八百枝委員、堀内委員、米山委員、金子委員、堀委員、横山委員

（欠席委員） 高橋委員、上石委員、土田委員、杉野委員

（事務局） 笹川財務課長、村上課長補佐、小林係長、小柳主任、榎本主事

（傍聴者） なし

（報道機関） なし

4 委員会記録

（1）事務局より資料の説明

（2）質疑・意見交換

質疑・意見交換

堀委員 中学校や高校の部活等で、総合体育館や中央公民館を使う場合の減免の現状はどうなっているか。

事務局 中学校については中学校長名で申請がなされているため、全額減免としている。高校は三条市立ではないので、2分の1の減免としている。

堀委員 中学校の部活については、資料の「小中学校長会、小学校長会、中学校長会」の区分に該当するのか。

事務局 中学校の部活については、「中学校長会」ではなく、市の主催として整理しており、全額免除としている。

阿部委員 資料で「あるべき姿の減免基準」という本質的、普遍的な言葉を使っているが、「あるべき」という言葉を使っている根拠は何か。

事務局 行政の立場として、公共施設の利用については、全ての市民の平等、公平という観点で考えており、減免する場合は、維持管理経費の半分までという形であれば、施設を利用しない市民からも御理解をいただけるものと考えて、このような形にさせていただいている。「あるべき」という表現については、新経営戦略プログラムにおける理想形ということで、使用させていただいた。

落合委員長 「あるべき」という表現を使うと、これが理想的なものとして捉えられてしまうというのが、委員の御意見である。よって、私の捉え方としては、「あるべき姿」というのは理想形ということではなく、三条市の財政を改善していくための新経営戦略プログラムで出された考え方であると理解した。

小林委員 行政側の理想形と市民側の理想形が乖離すれば、理想形にはならない。両

方がより近い形になることが、あるべき姿である。市民や各団体も含めた受益者が一体となって公平、公正、適正化がきちんと図られることが、新経営戦略プログラムと合致して、あるべき姿という形になると考えている。

阿部委員 あるべき姿というのは、普遍的とか理想的とか、このようにあらねばならないというときに使うものだと思う。これは、行政側の希望であり、押しつけの気持ちが表れている。

また、施設を利用しない市民との公平性を言われるが、公共施設というのは、使ってもらうことを前提に設置されているのであり、施設を利用しない人のことまで考えて検討する必要はないのではないか。市の財政状況を考えた上で、こういう方向に持っていきたいというのであれば理解できるが、施設を利用しない市民との公平、公正を持ち出すのはいかがなものか。

事務局 新経営戦略プログラムの使用料設定の考え方において、維持管理費の30%は公共負担、70%を施設の使用料と設定している。したがって、維持管理費の30%は税金を投入しているが、市民の理解を得ながら使用料を設定しており、減免に関しても同様のことが言えると考えている。利用しない方が悪いという観点では考えていない。

八百枝委員 あるべき姿と言われるが、今の三条市の財政状況において、こういう形にすることが理想であると、財政の問題だけであるべき姿と押し付けられるのであれば、三条市に住もうという人はいなくなると思う。これからの三条市を考えた時に、この「あるべき姿」という言葉は非常に使いにくい言葉だと思う。

6ページの70%減額は施設の維持管理経費100%の中の70%ではないということか。

事務局 減免の割合を70%とするものである。

落合委員長 内容を理解している者は分かるが、一般の方が見た場合、利用者の負担の方向からの割合と、減免割合が混在しているため、分かりにくいのは確かである。例えば、利用者負担の方向からのみ70%負担、30%負担と表現するか、あるいは市の方向から表現するなどした方が分かりやすいのではないか。

八百枝委員 3ページの70%というのは維持管理費に対する使用料の設定の割合と考えればよいのか。

事務局 そのとおりである。維持管理費の70%で設定した使用料の中で、これまで全額減免を受けてきた団体については、当分の間使用料の70%を減免するということである。

八百枝委員 中央公民館の使用料について、平成24年4月から改定になると聞いているが、この改定内容については維持管理費の70%になっているということか。

事務局 そのとおりである。本委員会で御検討いただく減免基準は、そのことを踏まえた上での減免基準の見直しである。

横山委員 下大浦の集落センターは築後20年くらい経っているが、当初から、行政が実施する事業や自治会及び自治会の施設を管理するグループが利用する場合は基本的に無料となっている。それ以外は1時間当たり500円程度の利用料金を設定しており、応分の負担をしてもらっている。施設を利用する者からすると利用料金は安い方がよいが、利用しない者から見ると、利用する者がある程度の負担をすることはやむを得ないと思う。

八百枝委員 音楽協会としての考え方を言わせてもらおうと、活動のほとんどが趣味であり、趣味のために施設を利用するのだから、基本的に応分の負担は必要であると思っている。その中で、音楽協会主催事業として、大きな催しをやる時は施設を無料で利用させてもらっている。これは公共性のある活動であるため、使用料を全額免除してもらっていると認識している。しかし、新たな基準になると、こういった公共性のある活動の場合でも使用料を払うことになる。一方で学校長の申請であるとか、市の事業になると使用料が免除になる場合があるわけであり、その辺の取扱いの基準についても、示してもらえるのであれば、理解は得られると考える。

事務局 基本的に市主催というのは市が行うものであり、これについては御理解をいただけていると思うが、共催の基準としては、市職員と一緒に実施する催し、若しくは、市が補助金などを出して実施するものが共催に当たる。共催の取扱いについては、再度、所管課と話をしていかなければならないと考えている。

落合委員長 今の話について、そのことに対するチェックはなされるのか。

事務局 基本的に所管課が責任を持ってやってもらうべきことであると考えており、特定の部署がチェックすることは考えていない。庁内で説明会を開催し、共催や後援の厳格な運用について話をしていきたい。

阿部委員 委員の任期が3月31日で終わるが、今回の会議を最後とし、この案で実施方向にもっていくということか。

事務局 そういう方向で考えている。

落合委員長 事務局の予定としては、そのように考えているということであるが、委員の賛成が得られなければ、今後どうするのかという問題は残ると思う。

小林委員 資料に各団体の減免について記載されているが、ここに記載のない団体や役所に事務局を置いて新たに立ち上がる団体、設立から3年くらいで、まだ市が事務局から離れられない団体などがあると思うが、それらも減免対象になるのか。

事務局 減免対象になると考えている。

小林委員 共催事業の取扱いについて、所管課長とのやり取りの中で、取扱いが緩くなることを皆さん懸念している。取扱いが緩くなった部分を目の当たりにすることになると、減免基準の見直しは何だったのだろうという疑念が出てくる。今のところチェックする機関はなく、所管課でチェックするという話であるが、現状において、取扱いが緩くなっているところがたくさん見えている。そこに対しては厳しくやらないと見直し前に戻ってしまうことになるので、取扱いについては厳しくやってほしい。

事務局 聖域なく、負担の公平の適正化という観点で考えた結果であり、新たな減免基準を運用していく中で、対応する職員によって、取扱いが緩くなるということがあってはならない。そのため、最終的な責任は所属長である課長が負うことになると思うが、課長が責任を持って管理していくということを徹底していきたいと考えている。

阿部委員 三条市が財政的に厳しいということで新経営戦略プログラムが策定され、全額減免が30%、70%減免になることについて、金額的な負担は市民も納得ができると思う。しかし、何十年もの間、関係団体が連携し、ネットワークをつくり、市の福祉の増進や文化・スポーツの振興に寄与し、また、それぞれの団体が市と協働して、何十年も後進の育成に努めてきたわけだが、この減免の見直しは、市民協働でまちづくりをしようとしていることに逆行している。私どもの団体は、単に自分の趣味だけで集まっているのではなく、活動することによって三条市の文化を担っていると考えている。そして、若い人を連れてきて、自分たちで指導をしている。市の講座では、市外から優秀な先生を連れてきて講師謝礼を払っているが、私たちは全くのボランティアで教えている。

事務局の案では当分の間などという言葉を使っているが、実施開始はいつになるのか。平成24年度からの実施なら絶対に反対である。是非とも1年は間を取ってもらいたい。

先ほどから共催の話が出ているが、私が問題と考えているのは、後援事業におけるホールの使用である。団体に入らない個人の利用でも、教育委員会の判子をもらえば後援となり、そして入場料を取る場合も、取らない場合も、どちらも半額になる。入場料収入がある事業の後援についても検討してほしい。

事務局 実施時期については、案としては持っているが、今ほど委員より1年後であればという御意見があったので、他の委員の御意見を伺いたい。

金子委員 6ページのところに、「当分の間の減免基準」とあるが、この当分の間とは、どのくらいの期間を想定しているのか。また、実施時期については、4月からということになると周知期間が少ないので、スムーズにはいかないと思う。どのくらいの周知期間を考えているのか。

事務局 6ページの方の「当分の間」については、新経営戦略プログラムの計画期間である平成27年度までと考えている。

また、実施時期については、10月からと考えている。周知期間で1年というのは長いと考えており、6か月程度でお願いしたいと考えている。

阿部委員 反対である。それぞれの団体は4月から1年間の予算を組む。これが実施されるとすれば、会場費の予算を今組まなければならない。それには、私どもは加盟団体の負担金を上げなければならない。その加盟団体の負担金を上げていくには、前年度から議題として検討しなければならないが、このタイミングでは遅すぎる。どうしても実施したいのなら、1年前に周知をしてほしい。

米山委員 スポーツ少年団の立場から話をさせていただく。各団においては、公共施

設を使わないとできない種目が多くある。週何回かの活動であっても年間を通せば100回以上活動しており、10月から30%を負担してくれということになれば、活動の存続が難しくなる状況も考えられる。

また、加盟団体の行事もスポーツ少年団としてやる行事も、当分の間は70%減免になるのだろうが、その辺を分けて考えてほしい。スポーツ少年団主催の事業については、元々は行政が主導して何十年と行ってきたもので、行政改革により市から切り離されて共催という形となり、その後、共催と同じく減免されるからということで、市の職員を出さなくてよい後援という形となった経緯がある。他の地域では行政が行っているところがたくさんあるので、その辺も踏まえて考えてほしい。

大きい市では一律に使用料を取られているようであり、受益者負担ということは分かるが、小さい市ではほとんどの市において減免となっているようである。ただし、大きい市については、行政から団体に入っているお金が違う。市長との懇談会において、市長から全面的に協力していくとの話があったが、補助金は増えず、逆に負担が増えていくことになる。スポーツ少年団は教育の一環として、健全育成を目的に活動している団体であり、指導者もボランティアである。これまで市の活動にも協力してきたが、総合的に考えた中で、それでも負担していかなければならないのであれば、やむを得ないと思う。

堀委員 「あるべき姿」と書かれると普遍的な理想と捉えられかねないので、新経営戦略プログラムでの目標とすべき減免基準とするなど、書き直した方がよいと思う。

また、働いてお金を得ている市民であれば、使用料を払うことは当然だと思うが、小中高校生など、負担能力に応じた負担という観点がないということが疑問である。

八百枝委員 実施に対する周知として、関係団体に周知することも必要だが、我々を統括している市の所管課との話し合いが絶対に必要になってくる。例えば、協会主催の公共性がある活動について、今までは全額免除となり、無料で実施できていたものが、聴衆からお金を取ることになる。これまで無料で公開してきた様々な催しを三条市ではできないという話になってくるかもしれない。そういうことについて話し合うためにも時間が必要だと思う。

小林委員 先ほどのスポーツ少年団の話において、減免の部分は理解できても補助金等でカバーしてもらわないと応じられないという発言については、減免とはかけ離れた話であって、スポーツ振興室なり自分たちが関わりを持つ市の所管課と話をしていくべきである。今までの活動が、減免基準の見直しによって難しくなるということは、各団体が等しく思っているところである。実際にこれを運用するのであれば、関係機関と協議していく時間が必要になってくるので、最低でも1年間の猶予期間は必要である。

堀内委員 体育協会では既に事業計画書ができており、今月で理事会が全て終わるので、10月というのは無理である。やるのであれば来年度からお願いしたい。30%

や、70%の減免とされているが、三条市の現状を踏まえて、新経営戦略プログラムの策定の中で検討されたということであり、その部分については理解したいが、子どもたちの部分、特にスポーツ少年団については、特段の配慮が必要と思う。

金子委員 PTA連合会としてはこの案に反対である。しかし、三条市の施設を借りている立場なので、反対意見があることを承知で進めるというのであればやむを得ないと思う。スポーツ少年団の話にもあったが、子どもの活動については、共催や補助金等の面で御配慮願いたい。

他の委員の意見でも、団体の年度計画の関係で1年間の猶予期間を設けてほしいということなので、それを踏まえて進めてほしい。

落合委員長 今までの意見をまとめると、「あるべき姿」という文言は「新経営戦略プログラム上の」という文言に訂正し、実施時期については、1年の猶予期間を設けて来年度からということ的前提に、決して賛成ではないが、当分の間の改定案に賛成するという方向が見えてきた。

阿部委員 この案を幹部会で話したところ、全員反対だった。この会議で全員が反対すれば白紙に戻るのか。

事務局 この委員会の委員になっていただいている方々は、利害関係が大きい団体の方であり、多数決になれば反対になる可能性が高いと思う。行政の立場として、市民負担の平等性や公平性を理解していただき、多少の負担もやむを得ないものと御理解いただきたいと考えている。

米山委員 結論が出たら、早めに教えていただきたい。スポーツ少年団は43団体もあるので、今すぐにも周知し、シミュレーションをした後、会費を決めていかなければならない。

事務局 方針を決定した後の手順としては、各課に説明をし、その後各課から関係している団体に周知することになる。また、6月議会にも報告して進めていきたい。

米山委員 1年後になるとしても、できるだけ早めに教えてほしい。

八百枝委員 当分の間というのは平成27年度までという話があったが、その時に考えることは減免基準又は施設の使用料金の改定か、それとも両方なのか。

事務局 新たな経営戦略プログラムの策定の中で公共施設の使用料が議題に上げれば検討し、使用料が改定されるかもしれないが、その時点においても現在の考え方が適正ということであれば使用料はこのままとする。減免基準についても、当分の間の措置が適正かどうか、改めて検討していきたい。

落合委員長 新経営戦略プログラムは平成27年度までであり、その前に新たな経営戦略プログラムの策定の検討に入る。そこでの方針次第であり、当分の間ということについては、平成27年度まではこれを保証するというものである。

横山委員 平成27年度より先については白紙ということか。

落合委員長 ひとまず平成25年度から平成27年度の3年間の措置ということである。

堀委員 生涯学習施設やスポーツ施設などの公共施設は幅広い市民の方からより多く使用していただくことが本来の姿と考えているが、団体の負担が増えていくと、利用者は増えていくのか、どうなっていくと予測しているのか。

事務局 利用率と減免は切り離して考えている。利用者を増やしていくことも行政の責任であり、PRも含めて市の施策として取り組んでいくが、利用者を増やすために減免するという事は考えていない。

八百枝委員 料金改定の後に減免基準の話が出てくるのは順番がおかしいのではないか。減免基準についての考え方を踏まえて、施設の採算がとれる使用料の設定をすべきではないのかと思う。減免基準を先に考え、その後に使用料を決めていくのが現実的だと思う。

落合委員長 今の御意見は、検討を続けていく中での今後の課題とすべきと思う。

堀内委員 施設によっては使用料がゼロだった施設がいくつかあったが、公平性や平等性を主張するのであれば、そこから改善して行ってほしい。

阿部委員 三条では文化施設は公民館しかない。その現実を捉え、10万人の都市としてのあるべき姿になっているのか検討してほしい。

また、見直しの実施時期を平成25年度からとすることだけは確約してほしい。

落合委員長 それでは「あるべき姿」という文言を「新経営戦略プログラム上のあるべき姿」に訂正し、見直しの実施時期については、1年の猶予期間を取って平成25年度からとすることを条件として、見直し案を了承することとしてよいか。

【全員異議なし】

落合委員長 それでは、そのように決定し、本日をもって本委員会は終了とする。

(午後8時40分閉会)